

市税に関する証明・閲覧の取扱窓口

1 証明の種類と交付窓口

区分	証明の種類	市民課証明窓口 (本庁舎1階)、 総合支所	地域センター、地 域事務所、 出張所、市民SC	コンビニエ ンスストア ※5
納税関係	納税証明	○(5か年分)	○(3か年分)	×
	滞納無証明	○	×	×
	納税証明(軽自動車車検用)	○(現年分)	○(現年分)	×
市民税関係	所得証明 所得課税証明	○(5か年分) ※1	○(5か年分) ※1	○(現年分) ※1
	課税証明 (市・県民税)	○(5か年分) ※1	○(5か年分) ※1	○(現年分) ※1
固定資産税関係	資産証明 ※6	○(H28年以降)	○(H28年以降)	×
	評価証明 ※6	○(H28年以降)	○(H28年以降) ※2	×
	公課証明 ※6	○(H28年以降)	○(H28年以降)	×
	土地・家屋名寄帳、償却資産課 税台帳閲覧 ※6	○(H28年以降)	○(H28年以降)	×
	固定資産税の評価に係る地番図、 航空写真又は航空写真地番図の 写しの交付	○資産税課 ※3 ○総合支所 地域市民福祉課	×	×
その他	所在証明	○(現年分)	○(現年分)	×
	住宅用家屋証明	○	×	×
	酒類小売業免許申請に係る証明	○	×	×
	認定(仮認定)特定非営利活動法人 の申請・事業報告に係る証明	○	×	×
	狩猟税申告に係る証明	○ ※4	×	×

- ※1 税の申告のない人の所得・課税証明は、交付できません。
- ※2 不動産登記用の評価証明は、市民課と総合支所地域市民福祉課のみでの取扱いとなります。
- ※3 資産税課(市役所第三庁舎2階)及び総合支所地域市民福祉課のみでの取扱いとなります。
- ※4 証明を受ける前に市民税課(市役所第三庁舎1階)または、総合支所地域市民福祉課の審査が必要です。
- ※5 コンビニエンスストアにて交付できる証明書は、本人(マイナンバーカード名義人)のみとなります。
- ※6 H27年以前の証明書が必要な場合は、窓口で相談して下さい。



市税等・証明についてのお問い合わせ窓口

1 お問い合わせ先

宮崎市役所【宮崎市橘通西1丁目1番1号】 宮崎市コールセンター(大代表) 0985-25-2111

担当課名	お問い合わせ内容	電話番号
納税管理課 (第三庁舎3階)	<ul style="list-style-type: none"> ・納税相談及び滞納処分に関する事 ・過誤納金の還付、充当に関する事 ・口座振替に関する事 ・固定資産評価審査委員会に関する事 	21-1741
市民税課 (第三庁舎1階)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市県民税に関する事 	21-1748
	<ul style="list-style-type: none"> ・法人市民税、事業所税に関する事 ・軽自動車税(種別割)に関する事 ・市たばこ税、入湯税、鉱産税に関する事 	21-1742
資産税課 (第三庁舎2階)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税、都市計画税に関する事 	21-1743
国保年金課 (第二庁舎1階)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税に関する事 ・後期高齢者医療保険料に関する事 	21-1746
国保収納課 (第二庁舎3階)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の納付に関する事 ・後期高齢者医療保険料の納付に関する事 	21-1744
介護保険課 (本庁舎5階)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料に関する事 	42-7147
市民課 (本庁舎1階)	<ul style="list-style-type: none"> ・市税の証明に関する事 	21-1752

■平日8時30分～17時15分 土曜・日曜・祝祭日・年末年始はお休みです。

2 案内図

